

第二十三回国会
衆議院
法務委員会
議 録
第一二二号

昭和三十年十二月六日(火曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 高橋 貞一君

理事 三田村武夫君 理事 古島 貞雄君

池田 清志君 小島 徹三君

権名 隆君 高木 松吉君

高瀬 傳君 横井 太郎君

横川 重次君 櫻井 奎夫君

田中幾三郎君 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 牧野 良三君

出席府委員

警察庁長官 石井 榮三君

警視長(警察 庁警備部長) 山口 喜雄君

法務事務官(入 国管理局長) 内田 藤雄君

委員外の出席者

厚生事務官(引揚 援護局引揚課長) 瀬戸 新太郎君

建設事務官(住 宅局総務課長) 南部 哲也君

専門員 小本 貞一君

十二月五日

委員長世耕弘一君委員長辞任につ
き、その補欠として高橋貞一君が議
長の指名で委員長に選任された。

十二月五日

売春等処罰法制定に関する請願(上
林山榮吉君紹介)(第四号)

与論島茶花港に入国管理事務所設置
の請願(上林山榮吉君紹介)(第二六
号)

人権擁護のための予算増額に関する

請願(菊地養之輔君外一名紹介)(第
七十一号)

大隅簡易裁判所庁舎新築の請願(山
中貞則君紹介)(第九十五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

罹災都市借地借家臨時処理法第二十

五条の二の災害及び同条の規定を適

用する地区を定める法律案起草に関

する件

法務行政に関する件

○高橋委員長 これより法務委員会を
開会いたします。

この際ごあいさつを申し上げたいと
存じます。このたび私が当委員会の委

員長の職を汚すことに相なりました。

法務委員長の責はまことに重大である

と存じまして、はなはだ名譽に感じま

すと同時に、その任の重きを痛感いた

しまして、果して経験のない私が十分

にその職責を尽し得るやいなや、非常

に心配をいたしておる次第でございます

が、幸いにして委員各位におかれま

してはいずれも練達堪能の方々でござ

いますので、皆様方の御同情と御理解

によりまして、十分な御協力を賜わ

り、この職を果さしていただくたいと

存じます。どうぞよろしく願ひいた

します。(拍手)

○高橋委員長 罹災都市借地借家問題

について調査を進めます。

質疑は通告によつてこれを許しま

す。池田清志君。

○池田(清)委員 罹災都市借地借家臨

時処理法の関係におきまして、去る十

月一日起りましてところの新潟市につ

きまして、その災害及び地域指定をい

たしますことにつきましては、私は満

腔の賛意を表する次第でございます。

同様な事柄をいたしまして、去る十

二月三日鹿児島県名瀬市に起りました

火災及びこの地域に對しましては同様

な処置が新潟市とともにとらるべきこ

とを私は要望する次第であります。

委員長の御手元におきましては、どう

いうようなお取り計らいになつておりま

すか、お尋ねを申し上げたいと思ひま

す。

○高橋委員長 ただいまの池田君の私

に対する御質問に對してお答えをいた

します。名瀬市の問題については、御

存じのうちに本日の三日火災があつた

わけでございます。関係当局におい

て目下その被害の実情を調査中であり

ます。しかし、いろいろ事情を聞きま

すと、まだ正確な被害調査が完了して

おらぬ、こういふふう聞いておるわ

けであります。申し上げるまでもな

く、この罹災都市借地借家臨時処理法

第二十五条の二の災害及び同条の規定

を適用する地区を定める法律は、いろ

いろの観点、ことに罹災地において借地

借家関係のその件数がどの程度あるか

というふうなことも十分調査いたしま

せんと、果して立法措置をなすべきで

あるかどうかというこの確信も得ら

れないわけでありまして、なお、御存

じのうちに、名瀬市は本年の十月中旬に

も相当大きな火災がありまして、その

火災のあつた地域と本月三日の火災の

起りました地域との場所的關係という

ようなことも正確に調査してみることが

ある、そういうふうな考えですが、

それらのこともまだ十分明確になつて

おらないというふうな状態でありま

す。何と申しましても大火災ですか

ら、一応の見通しをいたしましては、

やはり新潟市と同様な措置をとるべき

を委員会提出の法律案といたすことと

いたしたいと存じます。すなわち

罹災都市借地借家臨時処理法第

二十五条の二の災害及び同条の

規定を適用する地区を定める法

律案

罹災都市借地借家臨時処理法(昭

和二十一年法律第十三号)第二十五

条の二の災害を次の表の上欄に記載

するところ、同欄に記載する災害に

つき同条の規定を適用する地区を同

表の下欄に記載するところと定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

以上のごとく決するに賛成の諸君の

御起立を願ひます。

(総員起立)

○高橋委員長 起立総員。よつて以上

のごとく決しました。

○高橋委員長 次に、法務行政に関す

る件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。古屋貞雄君。

○古屋委員 私は、國際問題にも關係を

しますし、人権問題にも關係をしま

すところの重要な案件であります。外

國強制送還についてお尋ねしたいと思

います。

この問題は、さきに問題を起しまし

た。

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和三十年十二月六日

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和三十年十二月六日

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和三十年十二月六日

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和三十年十二月六日

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和三十年十二月六日

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和三十年十二月六日

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和三十年十二月六日

た浜松事件、これは、強制送還をされる被送還者が中華人民共和国に帰りたいという意思表示を明確にしておるにかかわらず、あえて強制的にこれを日本の政府が中華民国である台湾に送還をいたしました事実、それから、その次は、これとは逆に、中華民国の台湾に帰りたいというのにそれを中華人民共和国に送還をする、こういうような二つの矛盾した方法が行われてきて、大きな国際問題を引き起しておりますので、この際、第一に、強制送還をする手続はどういう手続をしておるかということ、それから、送還をいたしまする場合に、送還される本人の自由意思に対して日本の政府は干渉しておる事実がございますが、さような場合の権限に対する関係、それから、特に出入国管理局の管理下におきますところの強制送還收容所における警備官の権限、並びに出入国管理局におきましてこれが手続をいたします場合の実情についてお尋ねをしたいと思います。

○古屋委員 ところで、今の手続はこうですね。華僑協会から送還をされる被送還者の名簿が日赤に出されて、日赤からその名簿が出されたことの通知が入管にあり、入管の許可を経て、いというところになって厚生省の援護局に回ります。その点、いかがでございますか。

○瀬戸説明員 それは、入管では一応帰国予定者としてきめていかどうかというところで点検をして日赤の方に通知されるわけでありまして、最終的にその入管で見た際は帰国できるかどうかというのを全員について決定はなされておらないわけでありまして。

○古屋委員 そうすると、援護局の方から運賃あと払いの書類を各被送還者に渡すのでございますか、それとも一括してどこかへ渡すのですか。どういふことになっておるのですか。

○瀬戸説明員 これは、日赤を通じて、日赤に一括交付いたしましたして、日赤から帰国華僑の方にお送りしております。

○古屋委員 そこで、今度は具体的に、お尋ねしたいのですが、洪進山について、さような命令書と申しましたようか、指令書と申しましたようか、書類が渡されたというのを承わって、それによって洪進山は名古屋まで乗っていったというのですが、その事実はお

認めになるのですか、どうですか。

○瀬戸説明員 それは、あと払い証によつて名古屋まで乗車しております。

○古屋委員 そこで、内田管理局長に承わりたいのですが、内田管理局長は、洪進山を名古屋から引きおろしたのですが、それはどういふようなお考えでおろしたのですか。その点を詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○内田政府委員 ただいまの引揚課長のお話と重複いたすかも知れないですが、今回われわれの方で当面いたしました実情をあわせて御説明いたしたいと存じますが、今回の引き揚げにおきましては、従来ともなかなか時間のゆとりというものが十分にございませぬのですが、特に今回の場合には、中共の紅十字会からの配給の電報が参りました配給に至りますまでの間が非常に短かつたわけでございます。それで、われわれの方に帰国者の名簿が提出せられました日が十日の夕刻ごろであつたように記憶いたします。それで、片方、興安丸は二十日に舞鶴を出港する、こういうことになりましたので、舞鶴に集結いたしましたためには、その二日くらい前に——たとえば東京で申しまして、確か十七日が予定されたようでございますが、そのころに東京を出発しなければならぬ、こういった関係で、非常にその間の期間が短かつたわけでございます。

それで、具体的に洪進山氏の場合のことを申し上げますと、この人は、もうすでに新聞等にも出ておりますが、台湾から正規の旅券を持って台湾政府の派遣の警察関係の留学生ということに日本に来ておった人でございまして、その人が一年間こちらの正規の在

留期間を経過いたしましたあと、台湾政府において帰つてこいということのために、旅券の正規の更新、つまり旅券そのものの有効性でございますが、その延長が拒否せられて、その結果、われわれの方でも正規の延長ということとは不可能になったわけでございます。そして、その結果、結論的には不法残留ということになりまして、そうして今年の九月に退去強制というこ

とになっておった人でございます。それで、その間に、われわれといたしましては、台湾の旅券で来た人でございまして、台湾政府からのそういった派遣の人でございまして、当然この人は台湾に帰るものであるということに、台湾に帰国するようにと勧告をいたしております。本人もその間に自分は何ら行きたいという話はわれわれの方には何らなされておらなかつたようでございます。従いまして、この人は、もう僕らの観念から申しますと、当然台湾へ帰る人だ、こう思つておつたのでございますが、はからずも、そのリストを見ますと、中共側に

帰るというリストの中に洪進山氏の名前があつたわけでございます。それでわれわれとしては非常に意外に感じたわけでございますが、片方、何分にも日が迫つております。われわれは、そういうリストをもらいますと、直ちに検察庁、国警、そのほか関係方面に相当多数のリストを送付いたしました。その人々について異存がないかの回答を求めたのでございますが、特に洪進山氏はそういう関係の人でございまして、われわれとしまして意見を求めたわけでございます。その結果、これはどうも問題ではな

いかということになりました。その間に、ここにございます。台湾政府の領事館などからも、これはどうしても自分の方に帰してもらわなければ困るというふうな話もございまして、かたがた、いろいろ検討いたしました結果、われわれの意思はつきりきまりましたのは十五日ごろであると思ひますが、これはやはりこの際興安丸に乗つて帰れることは困るということに大体意思決定をいたしました。本人にさつそくその旨を伝えるように手配いたしました。連絡に際して直ちに出現しなかつたというふうな事情もございまして、十七日に本人に對しまして、あなたはいろいろ困難な角度から見て問題があるから、できるならば自発的にこの際帰ることを取りやめてもらえないかという趣旨において、われわれの関係の係官が話をしたように承知いたしております。ところが、その晩の汽車で本人が舞鶴に向つたということがわかりましたので、直ちに手配をいたしまして、名古屋において下車せしめたのでございますが、法律的に申しますと、それは仮放免の条件違反による仮放免の取り消しという形において行われたと承知いたしております。大体名古屋において下車せしめるまでのいきさつは右のような次第であります。

○古屋委員 そこで、局長にお尋ねしたいのですが、私も、被送還者本人の意思によつて帰国する先がきまるものであつて、日本の政府がかれこれこれに對してくちばしをいれるということではできないかと考えると同時に、人道から考えましても、その点はそれが当然である、こう思ふのですが、管

理局の意思決定が十五日にされたと局長の言うのは、その被送還者が帰ることにどういう関係をお持ちになるのでしょうか、その点をお伺いしたい。

○内田政府委員 出入国管理令の第五十三条に「退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。」これが第一項でございます。従いまして、通常の場合にはこの原則で大体文句なしにいくわけなのでございますが、ただいま古屋委員の仰せられましたように、その第二項に「前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。」という規定がございます。これ、われわれといたしましては、第一項の原則と同時に本人の意思というものを人道的な見地から考慮いたすべきであると考え、また現にそういうたしております。特に中国のような場合、二つの政権が実地上存在し、しかも双方が互いに相手の政権を否認し合っているというような関係の場合には、この問題は非常にデリケートなむすかしい問題なのでございまして、われわれといたしましては、過去におきましてこの取り扱いについてはかなり苦勞して参りました。しかし、大体におきましては、今古屋委員の仰せられましたように、われわれといたしましては、できる限り本人の意思を尊重するという建前を参っております。洪進山氏の場合にも、この五十三条の第一項の規定そのままで参りますれば、つまり本人が自分は台湾に帰りたいのだ、こう言った場合には何ら問題は生ずる余地もないのでございまして、われわれといたしましては当然

それで処置いたします。しかるに、台湾の旅券で来て、そういう特殊の人であるにもかかわらず、今度は中共へ行きたいということになりますと、これは本人の自由意思を尊重すると申しましたも、その考えだけでは措置できないのではないかと、われわれとして

○古屋委員 非常に奇怪なことを承わって、私はびっくりしたと思うのですが、中華人民共和国と中華民国と二つで奪い合っている、そういう事実には断じておっしゃるのか、その点を

きを受けて行つたときに、毛沢東主席と十月の十七日にお目にかかりました。そのときに、われわれはあなたの国の内政に干渉しないとともに、わが国の内政にも干渉してもらいたくないのだ、

○内田政府委員 私どもがそういう印象を受けたと申し上げているのでございまして、現実には、洪進山はぜひ渡せというのを華僑総会側は言っておるわけですが、興安丸にぜひ乗せろ、そういうことを片一方では言っているし、片一方では、こちらには言っています。総領事館あるいは大使館などからは、どうしても洪進山は台湾へ帰せ、こういう要求が来ておつたわけです。華僑総会が政府じゃないじゃないか」と呼ぶ者あり。それならばその意味は訂正いたします。中共と申しました意

味は、華僑総会側の方でそういうふうな要求してきておつた、こういう意味でございまして、片一方では総領事館あるいは大使館が要求してきている、

○古屋委員 私は今の答弁は納得いかないのです。本人はすでに、あなたと同じ日本の政府が、運賃をあと払いするということで書類を出して、汽車にお乗りなさいといつて、乗っている人なんですよ。乗る前ならあなたの場合論がへ理屈がつくかもしれないけれども、今ではつかぬじゃないか。あなた方がそういう推察によつて人の人権をじゅうりんしているという姿は、国際問題になる。私どもがこう申し上げているのは、あなた方と血を分けている同胞が中国にはまだたくさんいらっしゃる。諸君もいるし、早く帰していただきたいというのは日本の世論でしよう。こちらではでたらめなことをやって、向うに対してそういう者を帰せということとを言えない立場に置かれていて、これを言えないうつたらどうですか。あなた方は国家の役人でしょう。まずあなたの最初の認識自体が根本から間違っているわけである。あなたは華僑総会を言っているが、華僑総会がそうおっしゃるのは当りまえである。本人の申し出によつて華僑総会は名簿を作り赤十字にこれを持って行き、普通の手続をされて、日本政府の援護局で運賃あと払いで乗せたあとでしよう。それをどういうわけであな

それから、浜松の内容もでたらめです。ほとんど半死半生の中で水槽にみ

あなた方は、おろしたという問題についての法律上の根拠は仮放免の違反だ、こうおっしゃるでしよう。それなら、あなたの方のところに一応名簿が行っているじゃないか。この人間は中国へ帰すのだ、この名簿が行つて、あなたの方ではその名簿を赤十字に渡し、それによつてちゃんと運賃あと払いで汽車に乗つていらつしやいと言つてい

管理局も承知している上だ、すでにあなたはお乗りなさいという命令書みたいな書類をもらっている以上は、乗って行くのはいいでしょうということ、それまでやって乗っているということの事実を前提にしてお考えになっていただいたか。台湾の政府から横やりが出てきたから、あなたの方の政治的意味もあるからそういうことをやった、そういうことになる。相当大きな問題になります。それで、そういう事実について、あなたは局長として知っておったか知っておらなかったか。

もう一つ伺います。仮放免をしたのはいつでございませうか。二カ月前のことです。九月ですから、洪進山に対する調査とか何とかいうことは十分に今までにやれるじゃありませんか。今になって途中で乗ったものをおろさなければならなかったという必要は、常識から考えてもないとわれわれは考えるのです。その人は帰ってしまふ人だから、それを九月に仮放免されてから二カ月もたつて、今ごろになってあなたの方で調査するとか何とか、そういう緩慢なことをおやりになっているが、それは理由にならない。合理的に御説明を願いたい。

○内田政府委員 洪進山氏が、十二日でございますが、東京事務所に出頭いたしました。今古屋委員のおっしゃいますように、自分は仮放免の立場にいるのだが、自分で手続について問合せたという事実、問合せというものが的確な表現かどうか存じませんが、とにかく出頭いたしましたといういろいろ話しております。その際、私どもの方でございますは、一般的に帰国者について

では帰国のリストに載つておれば格別の手続は要らないであらうというふうな係官が応答した、ないしは少くとも洪進山氏がそういうふうな了解されたかもしれないというところについては、私は争おうとは存じません。しかしながら、ただいま申し上げましたように、ちよつと前後いたしました。われわれとしては、洪進山氏は台湾へ帰る人である、本人もそういうふうな言つておつたのでございまして、われわれは台湾へ帰るといふ前提で考えておつたわけでございます。ところが、突如として中国本土へ帰るといふ問題が現れたわけでございます。そこで、その以後にわれわれとして本件を検討したわけでございます。あの当時、非常に切迫した事情のもとにおきましては、十分な調査ができなかった次第でございます。それで、これはかねて華僑總會の方とも話し合ひをいたしまして、できるだけそういう帰国者の名簿は前びろに渡してもらいたい、少くとも一月前にはわれわれとしては受け取つておきたい、こういう希望を申し入れてございまして、また帰国者名簿に載つた者でも、場合によつて帰国が認められないことがあるというところは、私どもの了解しております。ところで、東京華僑總會も十分承知しておつたと聞いております。現に、過去におきまして、リストに出て参りましたにかかわらず帰国をさしとめた例が四件ほどございまして、これはいずれも刑事事件の被告あるいはその容疑者であつたと存じますが、いずれにしましても、そういうことのために舞鶴において帰国がさしとめられた例が過去にございます。そういう際にも

格別問題を生じなかつたのでございまして、われわれとしては、最後のな帰国許可の決定は舞鶴において行われるものであるという考えでございまして、その点は華僑總會側も了解しておつたというふうな聞いておつたのでございします。

○古屋委員 それで、問題になるのは、洪進山氏の中共帰国が突然だと思つてしまふけれども、あなたはお調べになつたはずだと思ひますが、洪進山は台湾の政府のために警察官として警察大学へ来たのですが、これは自費で来ている。一つも官費ではないのです。そして、学校を卒業してから、帰るべきものを帰らずに、やめて、官吏の身分は罷免されてゐるわけですね。そして日大に勉強し、早大に勉強しているわけですね。そして、あなたの方は、管理令に基いて、期限が切れたからというので強制収容をして、仮放免した。こういうことになりまして、台湾政府の命令によつてもう職を免ぜられ、帰らないということがはつきりしている以上は、台湾政府がそういう方をどう扱うかというところは常識でよくわかるはずですね。台湾に喜んで帰れない。台湾の二・二八事件などは三万人の人を殺している。洪進山は警察官ですから、こういうことはよく知つてゐる。今帰れば自分の生命に關することはよくわかつてゐる。それで中華人民共和国に帰りたいと言つてゐる。それを突如あなたの方でもつと調べるのだといつても、本人のかたい決意があり、今申し上げましたように、現実に華僑總會を通じて一切の手続が済んで、しかも運賃あと払いという日本の政府の保証によつて乗つた人です。しかも、今

の御答弁によりまして、あなたの方の下部にはその前に一応出頭している事実もある。これを名古屋で、あなたの方の係官が警備員が行つておろしたということならまだけっこうです。が、何十人かの警察官が汽車のまとまるのを待ちかまえて暴力でひっぱりおろしたということは、これは何といたしましてもあなたの方の権力行使とは考えられない。そういう事実はお認めになるのでしょうか、ならぬのでしょうか。一体、あなたの方の警備員が行つておろしたのが、それにがえんじなかつた、暴力でもつて反対した、それで仕方がないから警察に頼んだというところであるのか。私どもの方の調査によりますと、初めから警察が出ておつて、到着すると同時に十数人の警察官が飛び込んで、いやおうなしに、片っ端から、洪進山はどこにおるのだ、この汽車に乗つておるだろうと言つて探し歩いて、暴力でひっぱりおろした、この事実を私どもは承知しておりますが、そういうことが一体あなたの方の管理局の警備員なりあなたの方の権限でおやりになれるかどうか。警察でも逮捕状を持って行かなければやれない。逮捕状がなければ、日本におります以上、日本の法律では、他人を強制拘引したり勾留するわけにはいかぬと思ふ。しかもあなたと同じ日本の役所が保証して乗つた人である。それを警察的に引きおろす。これをあなたは法律的根拠は仮放免違反だとおっしゃるけれども、そういうことの現行犯だとしてやつてゐるのだらうと思ふが、そういうことを一体やつていいのかわるいのか、あなたの答弁を聞きたい。しかも

一人です。何も持つておりません。あなたの方の警備員でけつこうだと思ふのです。警備員にあらざる警察が待ちかまえて十人でも引きおろしたということが、権利行使の範囲になるかどうか。私どもはもろろん逸脱した行為だと思ふのですが、どうでしょう。

○内田政府委員 引揚援護局の方で切符を出して、あと払いの証明書を出しておつたじゃないか、この点は、先ほど来申し上げておりますように、事実上時間の余裕がないものでございまして、予定者には全部引揚援護局は出したと聞いております。あの場合、われわれの方の審査によつて決定した者でなければ運賃あと払いを出さないというやり方で参りましたならば、二十日にも出港したと仮定しますれば、おそろくほとんど大部分の人が間に合わないという結果を招来するおそれもあるわけでございます。われわれとしては、先ほど来繰り返して申し上げておりますように、前びろにそのリストをいただいたような場合なら別でございますが、そうでない場合には、ともかく一応運賃あと払いで舞鶴に行けるようにして、最後の許可は保留するという形でいかざるを得なかつたわけでございます。従ひまして、あと払いのあれを出していることは、日本政府の意思としてすでに出国を許可したのでないかという御意見でございます。それならば、それでございませう。それから、もう一つ、名古屋で引きおろしたことに對してのやり方の問題かと存じますが、これは、ただいま申しましたように、われわれとしては法律上そういう措置でやつたのでござい

ますが、何分にも、当時非常に困惑いたしましたのは、洪進山氏を知っているという者がいないのでございます。そこで、どうしてやるかということになりまして、国警の方で洪進山氏の警察大学の同期生が名古屋にいるから、その人によって確認して名古屋でおろそう、こういうふうになったように聞いております。それで、その際国警の方にお願いしたのは確かに私の方からお願ひいたしました。しかし、自後、警察官が何名とか、そういうことは直接われわれの権限の問題でもございせんので、これは国警の方で必要だとお考えになった措置をおとりになったものだと了解いたします。

○古屋委員 これは、舞鶴にお着きになりました。あなたの方で日本政府の出国命令書を出さなければならぬ人です。それを、ほかの人がやりやうな夜中に今のようなことをやりやうならぬでも、賢明なあなたの方は舞鶴でおやりになったらどうです。落ちついて何日かいるでしょう。顔がわからぬならなおさらのこと、舞鶴にいらつしやれば、団長もいるし、自治会の会長もおられますから、洪進山氏を出してくれと言えは、こういうことをやらなくたっていい。何がゆゑに名古屋でやったかという理由を承わりたい。

○内田政府委員 それは確かに一つの方法であつたかも知れません。舞鶴へ行きまして、舞鶴でとめるといふことも一つの方法であつたと思ひますが、名古屋で仮放免の条件に違反している現行犯でございまして、名古屋でおろしたといふことも違法ではないと考へる次第でございまして。

○古屋委員 私の申し上げているのは、行き過ぎの違法であることは明らかであるとして申し上げているのです。それじゃ、もう少しはつきり承わりたい。洪進山君をあなたは一休どまりという考えでおとめになつてゐるのか、今どういふ調査をされてゐるのか、今でも本人の意思決定といふのは一日でできると私は思ひます。洪進山君をおろしてからもう相当の期間がたつてゐるわけですか。そういうことをやることはだれが考えても非常な人権じゅうりんだと私は思ひます。本人の意思のはつきりするまであなたの方でいろいろお調べになるということについて、その問題を中心にしていろいろ憶測が行われてゐる。日本の警察の秘密の内容を被ば知つてゐるのだから、これが日本と国際関係のまだ戦争状態にある中華人民共和国に持つていかれては困るのだとか、あるいは、台湾からやましく日本政府に言つてゐるから政治的にとめてゐるのだとか、いろいろ憶測が行われるわけですか。これは決していい行為じゃないと私は思ひます。日本が外国の警察官を養成してゐるために、頼まれたのだからそこに帰さなければならぬという義務はないと思ひます。引き受けることは自由だらうけれども、あつたことは向うの勝手であつて、日本が警察の教育をしたのだから、どこへ行つてしまふては困るのか、その人間がどこに行つてはいけなかつたか、それはどうも思ひます。中華人民共和国に帰りたいならお帰しなさい。今まで被疑者か刑事被告人か勝利手に日本を去つて自分の本国に帰るといふ場合に途中でとめたといふことは私承わつてゐるのですけれども、その他の場合においては、ほとんど本人の

意思通りで、これを途中で、今申し上げたような洪進山君のような行動をあなたの方でおとめになつたことはいまだかつて聞いておらないのです。特に洪進山君の場合については、警察大学に行つたといふこと、蔣介石政権から教育について日本に委託されたといふような特殊な関係だと思ひます。けれども、第三国人という立場からは、一つも条件は特殊ではないのです。それで、すでに向うの役人でないこととはわかつてゐる。台湾政府の官吏は罷免されてゐる。従つて、台湾政府の役人としての地位はなくなつてしまつた。そうすれば、日本の普通の第三国人なんです。第三国の普通の人間と区別してあなたの方でお取り扱ひしてゐるところに私は疑問があるのです。そこで、日本の政府は何か政治的に特別な意図があつてこれをさへ切つてゐるのだ、本人の意思をさへ切つてゐるのだ、こういう工合に世界中の人がこれをお考えになることは無理なことだと思ひます。その結果、外国に戦犯その他でとめられてゐる人々を日本に早く帰せよといふ一つの日本の世論と食い違ひ、將來日本の国際信用の上に障害にこそなれ、一つもためにならぬと思ひます。それをあえておやりにならなければならぬといふ真意を承わりたい。

○内田政府委員 ただいま古屋委員は、洪進山はすでに官吏でなくなつておつて、従つて普通の市民であることが明らかであるといふ前提に立つて御議論をなさつておるのではないかと存じますが、実はその点も明らかではないのでございまして。本人は確かにそういうふうにしておりませんが、他方、国民政府の方からは、彼はまだ現職の警察官である、そして現職の警察官がそのまゝ中共の方へ行くことは承服できない、こういうふうな言ひが参つておられます。それで、過去におきましての問題でございしますが、かつて国民政府の役人であつた者がその後中国本土の方へ参りました例は確かにございします。しかし、それらの例は、明白に官吏をやめまして、一市民の資格で在留いたしました。そしてその後中共の方へ参つた例でございまして、これは、ただいま申しましたように、果して現職の官吏であるかどうか問題なのでございします。例をいたしまして、現職の官吏が他の方へ参つたという例はございしません。それで、われわれといたしましては、始終申し出ておりますように、本人の意思をこの人の場合だけ特別にじゅうりんしようといふような考えはなかつたのでございします。また台湾側から特に圧迫を受けてやつたといふこともないのでございします。たゞ、ともかく一応ほつちのさめるのを待つて、また本人の意思も十分に確認いたしましたして処置いたしたい、こう考へたわけでございます。

○古屋委員 現職の官吏であるかないかは、もうすでに警察大学を卒業してして他の大学に自費で学んでおるといふ事実、これによつても私は明らかになつておると思ひます。それは国民政府といたしましては言ひがかりを言うておつた。そういうことは日本の政府は考慮する必要があると思ひます。しかもこれは国際関係の問題となつておつて、中華人民共和国の紅十字会から非常にやかましい抗議文が来てゐる。邦人の引き揚げについてお世話し

てゐるところからやかましく言つてきておるといふことでもしりぞけてやらなくてはならぬという理由はないと思ひます。これは意見の相違になるかも知れませんが、少くとも、あなたの方のおやりになつてゐることは、日本の国際関係においてプラスにはならぬ、マイナスになることは明らかである。しかも、日本国民の輿望である戦犯を早く帰してもらいたい、あるいは中華人民共和国にある邦人を早くたくさん帰してもらいたいといふことに対して逆行するような効果があつたことをわれわれは遺憾に思ひます。この問題は、あなたには事務的なことを承わりたい。

もう一つ、浜松事件でございします。浜松事件についてまずお聞きしたいことは、浜松事件のいきさつ。ただいま申し上げたように、私も中国へ参りましたときに、毛沢東さんからもそのお話がございしましたから、お約束をしてわれわれ議員は帰つたのであります。十一月四日、数人は中華人民共和国へ帰りたいと言ふのを、本人の意思に反して、しつて台湾に強制送還をやつてゐる。しかも、あなたが今おっしゃつたように、原籍は台湾になつてゐるが、その人の意思に反して台湾に強制送還するといふことが実際にやられてしまつたのです。行われてゐるから、それで、われわれ十一月二日に田中官房副長官を訪れ、法務大臣を訪れたけれども、おらぬから、岸本次官を訪れ、私と長谷川議員と石野議員と三人で、特に中国に行つたときの毛沢東さんの趣旨も話した。どういふわけ

こう話したかという、あちらにおります戦犯諸君の処置についてデリケーナな関係がありますからです。私もそういう事情を訴えて、本人の意思に反してまでも日本政府は強制送還するの、それは困るからというのを申したら、田中官房副長官は、よくわかつたと言ふ。その日のうちに外務大臣にもお会いしまして、われわれ直接その話をしたら、本人の意思を尊重するということ、私も別れた。数日たつと浜松事件が起きた。

そこで、調査した結果何うのですか、あなたの方はまずこういうことをお認めになりますか。一般の送還者は先に帰して、数人の方だけをあとに残して、夜の二時ごろに、あなたの方の警備員と警察官が強制的にあなたの数人をあとの汽車へ乗せて舞鶴に送ろうとして乱闘が起きた、こういう事実はお認めになりますでしようね。その点はどうですか。

○内田政府委員 古屋議員と長谷川議員と、それから石野議員でございますか、岸本次官にお会いになりました、五名の者について、これは意思に反しておるから送還をやめろというお申し出があったという事は、そのとき直ちに、私は次官から承知いたしました。同時に、それに相前後してでございしますが、浜松の方からも、その五名以外の者についても、今度台湾送還について異議を述べておる者があるという報告が参りました。われわれといたしましては、これにどう処置するかという事について、外務省とも協議いたしました、十分に検討いたしました。なお、その間、ちよつと前後いたしました、そういう申し出があったのに對

しまして、現地におきましてもいろいろ説得に努力いたしましたのでございしますが、その結果、二名の者はまた台湾へ帰るということを表明いたしましたために、結局八名が残つたわけにございします。そして、その中で、われわれといひまして、直ちに本人の意思を確認する、またその理由はどういうことであるかというようなことを急ぎ調査なさいました、二名の者につきましては、これは相当な理由があると考えまして、送還を停止いたしました。また、これは結果論でございしますが、あの騒ぎのための負傷によりまして一名の送還を停止いたしました。それで、結局問題になりますのは、古屋議員のお申し出になりましたその人の名前でお申しますと三名になるのでございします。ところで、この三名の者が、実は、本年の二月に興安丸が中共の方に日本人の引揚者を引き取りに参りますその機会に、われわれとしまして、中共側の方に帰りたい者はこの際申し出るようにということ、當時はまだ大村でございしますが、大村におりました中国人に勧奨いたしました。その結果相当多数の希望申し出がございまして、たしか百三十八名と思ひましたが、希望の申し出がございまして、それで、當時としましては、初めてのこういう大量の帰国の問題でもございしたもので、いろいろリスクも考えましたけれども、この際一つ思ひ切つて寛大にやつてみようという事で、全員の場合に放免を認めました。そして、帰るといふ者には被服も支給しますし、またある程度の帰国手当なども出したのでございします。ところが、そうした経緯があつたにもかかわらず、非常に多くの

者が逃亡いたしました、實際上その興安丸に乗船できるように集めたいさなかつたのでございします。問題になつておりますこの三名の者は、いずれもそのときの逃亡者でございします。しかもこれらの人たちが帰国を今度はいやがつておるといふ理由が何ら明確に示されておられません。ただ、諸般の事情によつて帰国を希望しないというやうなことを申しておりました、古屋議員がおつしやいますように、中共の方にいきたいから、今度台湾へ行くのはいやなんだという事は、いずれも申しておりません。そういう関係から、われわれとしましては、これは正当な理由による台湾送還の拒否であるとは認定できなかったわけにございします。で、われわれとしましては、本人が中共に行きたい意思であるといふことを確認しながら、しかもなお無理に台湾に帰したといふことはないわけにございします。

○古屋委員 それなら承わりますが、原籍が台湾になつて中共にある者をお歸しになる場合、これは、今あなたのおつしやる規定の第一項で、当然にそれらに市民権がある者をそれらにお歸しになるなら私は文句を言えないのです、台湾に行つたことのない人たちが台湾に送つたといふ問題は、この点はどうなんですか。

原籍が中共にあつて日本に来ておるといふやうな人の場合、特に正式の手続の入国者でない人、これは偶然にもみんなそうなんでもございしますが、一つのいわば密入国者でございします。それで、その本人たちの申し立てをすつと記録などによつて見ますと、自分たちは中共の政治がいやで、共產党の政治がいやだから、香港に逃げ、そして香港から日本に密入国して来た、こういうふうによつておるのが多いのでございします。各人によつて多少事情は違いますが、大體、外国船に乗りまして、船員としてあるいは船員のような顔をしておつて、日本にそのまま上陸してしまつたといふやうな人々でございまして、また、職業なども調べてみますと、これも多少の違いはございしますが、料理人といふやうなのがが多いのでございします。われわれとしては、香港から来たからといつて香港に歸すといふことができません、これも確かに一つの方法でございします。しかし、香港は、御承知のようにことに密入国の巢で、香港に何ら居住したといふ証拠も全然ないやうな者でございします、香港は絶対に受け付けません。それでは中国本土が本籍だから中国本土に必ず歸せばいいかと申しますと、ただいま申しましたように、自分は中共の政治がいやで脱出したのだといふ場合に、これまた中共へ無理に歸すといふことは本人に気の毒だといふ事態も生ずるわけにございします。そこで、この人々につきまして、われわれとしましては、中共へお歸りになるならどうぞお歸りなさいといふ機会も与えまして、それ相應の手続をしたのでございまして、今度また台湾へ歸るのがいや

だといふその理由がどうしても中共へ歸りたいからだといふのではなくて、ただ諸般の事情により帰国を希望しない、言いかえしますと、何とかして日本にいたいんだといふだけのことでございしますと、これはわれわれとしてはその申し出を受け入れるわけにはいかない、こういうふうによつておる次第でございします。

○古屋委員 その理由はわかるのです。どうしても本人が日本におりたいといふのを、強制送還をするといふならば、それは原籍地に歸すのが当然だと思ひ、あなたの方としてはそういうことをおつしやつておられますけれども、華僑總會にははつきり書面が来ております。台湾には歸りたくない、絶対にいやだ、こういう書面を持つて、外務大臣や官房長官にお目にかかつて、私は名前を申し上げたわけ、その他にも、初めから中国に歸る、中国から来たのだといふことで申し出た者でも、これは台湾に送還したのが二人ばかりあるやうですが、こういうことと自體、私は非常な人権じやうりんだと思ひ、今あなたの御主張から言へば、台湾に行つたこともなければ、生まれたこともない、いまだかつて住んだこともないといふことが明らかになつておるのに、どうしてもそこへやらなければならぬといふ理由はどこにあるのでしようか。原籍は大陸である。香港から来たんだ。あなたのおつしやる通りを認めても、大陸へ歸すのが当然であつて、しかも三日や四日、五日や十日の日を争つて、無理やりに暴力でそれを引ずり出して、台湾へ送還しなければならぬといふことは、私は納得がいけないのですが、その点は

だといふその理由がどうしても中共へ歸りたいからだといふのではなくて、ただ諸般の事情により帰国を希望しない、言いかえしますと、何とかして日本にいたいんだといふだけのことでございしますと、これはわれわれとしてはその申し出を受け入れるわけにはいかない、こういうふうによつておる次第でございします。

○古屋委員 その理由はわかるのです。どうしても本人が日本におりたいといふのを、強制送還をするといふならば、それは原籍地に歸すのが当然だと思ひ、あなたの方としてはそういうことをおつしやつておられますけれども、華僑總會にははつきり書面が来ております。台湾には歸りたくない、絶対にいやだ、こういう書面を持つて、外務大臣や官房長官にお目にかかつて、私は名前を申し上げたわけ、その他にも、初めから中国に歸る、中国から来たのだといふことで申し出た者でも、これは台湾に送還したのが二人ばかりあるやうですが、こういうことと自體、私は非常な人権じやうりんだと思ひ、今あなたの御主張から言へば、台湾に行つたこともなければ、生まれたこともない、いまだかつて住んだこともないといふことが明らかになつておるのに、どうしてもそこへやらなければならぬといふ理由はどこにあるのでしようか。原籍は大陸である。香港から来たんだ。あなたのおつしやる通りを認めても、大陸へ歸すのが当然であつて、しかも三日や四日、五日や十日の日を争つて、無理やりに暴力でそれを引ずり出して、台湾へ送還しなければならぬといふことは、私は納得がいけないのですが、その点は

どうなんでしょ。どなたが考えましても、台湾に原籍があり、台湾にかつておった人なら、納得いくかも知れませんが、台湾に行ったこともなければ、台湾におったこともない、生まれたこともない、籍もない、しかし大陸に原籍があり、大陸に住んだこともあり、それが今の説明によつてもわかつておる。しかも本人からは東京華僑総会にはちゃんと手紙が来ておるのです。それを私は預かつておる。ここにもありますよ。そして外務大臣に見せたら、本人の意思を尊重しようということを言つておつたのですが、そういうことをあなたの方で調査をせられたのは、どういふ方が調査されたか知りませんが、あなたの方で強制送還をしたその本人たちは、自分の口から台湾に行きますという事は毛頭言つていないはずで、しかも、その人々は、台湾に原籍もなければ住んだこともない、最初に住んだところは大陸だ、こういうことが明らかに成つておるのに、あえて暴力で引きずり出して乱闘事件を起してやらなければならぬという理由はどこにあるか、その点を承りたい。

○内田政府委員 先ほども申し上げたこととでございしますが、その出身地というところで画一的に区別できます。ならば、非常に簡明なわけとでございします。しかし、実際問題は、先ほど来申し上げておりますように、台湾の出身者で中共の方へ行きたいという人もたくさんございしますし、われわれは、そういう今の状況下におきましては、その出身地だけで画一的にやるといふことは妥当ではないのではないかと考へて、なるべく本人の意思を尊重する

という考へ方で、現に台湾出身者の人でも相当中共へも多数帰つております。そういう角度から、出身地がこの場合に中国本土であるからこれを中国本土に帰すべきではないかという御意見に對しては、それはむしろ一つの大きな要素ではございしますが、常にそれだけでは参らないというふうに考へておるのでございまして、それがまた本人の利益にも合うのではないかと考へております。

それから、華僑総会に手紙を出して、自分は中共へ行きたいのだという意思表示をしたというの、あるいは事實かも知れませんが、私はその手紙を見ておりませんが、それはあり得ないとは決して考へませんが、問題はそれをいつやつたかということとでございします。われわれとしては、この送還の問題というものは実はなかなか厄介な問題なのでございまして、たとへば、先般台湾への送還が済みました直後に、約八十名の人がおりましたときに調査いたしましたのでございしますが、そのとき積極的に意思を表示いたしました者は、たしか中国本土が十三でございまして、台湾が十二、香港が五、つまり三十名だけがともかく意思表示したのでございしますが、あとの約六十名の人はみな未定とかあるいは日本に残りたいとかいふような、つまり送還先の意思表示をいたさないでございします。これは一つの例ではございしますが、中国の人の退去強制者の実情はこういつたことから現れておるのでございまして、なかなかはっきりした意思がつかめないでございします。しかし、われわれは、それでは意思がつかめないからいつまでも送還の手續をや

らないというわけには参りません。なぜならば、そういういたしますと、今度は意思のはっきりしない者はいつまでも収容所に置いておかねばならぬというところになりまして、これでは収容所としても迷惑でもございします。また収容が長期になるというこの結果、別の形で人道的な問題も生じて参るわけとでございしますので、われわれとしては、ある一定の時期に表明された意思に従つて相手国と引き取りをかけるというよりいたし方がないわけとでございします。

それで、われわれとしては、積極的に中国本土に帰りたいという意思表示をいたしました者は、十分に尊重いたしてあります。のみならず、この前の興安丸のときのように、そういう意思表示をした者以外でも、こういう機会があるのだから中国本土に行く人は帰らせませんか、こういうようなこともやつておるのであります。そういう機会のあるときに、なるべく自分の意思を尊重した形で早期の送還を実現したいという努力はいたしておるのでございします。しかし、どうしてもその意思表示をしない、あるいは少くとも中国本土であるというのを積極的に意思表示のある時期にしない者につかましては、これは、今日日本が置かれております外交的な状態、つまり正規に国交を持ち、ここに大使館なり領事館もある国民政府というものを相手にこの引き取り方を交渉せざるを得ないというのがわれわれの置かれておる立場だと考へております。また現にそうやつて参つておるのでございします。その今年六月に初めて台湾の方から直接

この送還の係員が参りまして、この問題を進捗せしめたのでございしますが、そのときの向う側の言ひ分は、決してわれわれが申しておりましたようなことを全面的に承諾をしたのではないのでございまして、台湾がやはり人口過剰で悩んでいるせいで、向うもなかなか引き取りを喜ばないのでございします。それをわれわれの方でいろいろ苦心交渉いたしましたして、それでは台湾に帰りたいという者は引き取りましょう。しかし、われわれの方から申せば、中共に行きたいという者を除けば全部台湾で引き取つてもいいというものが主張なんぞございしますが、向うは、その中で台湾に帰りたいという者は引き取りましょう、その意思を自分たちで確認したいからということで申し出がございましたので、それに基きまして、浜松の収容所に向うの人とその意思の確認をさせたわけとでございします。そしてその結果百二十四名のリストが参りましたのは九月二日とでございします。従いまして、その当時もう九月二日には全部わかつておつたのでございしますから、どうしても台湾はいやで中共へ行きたいというようなことならば、その当時でも申し出があつたならば、これはまたいろいろ考慮の余地もあつたかと思つております。ところが、実際に、その当時われわれは毎日のように台湾側とも接触し、また本人たちと番糾糾いたしました問題は、帰国前にだれを仮放免してくれるかということでありまして、いろいろ家事の整理とか何とかで仮放免をしてもらいたいという希望が強かつたのでございしますが、その点につきましては、前の興安丸で

非常に苦しい経験を持つてゐるものから、そうルーズな仮放免は今度はごめんというところで、いろいろ調査などをいたしまして、五十数名に仮放免の許可をしようとしたのでございしますが、そういういきさつでもめまされたのでございまして、本来中共へ行きたいのに台湾の送還の方になつておるの困るといつたような申し出は全然なかつたのでございします。ところが、十月の末に参りまして、突如としてそういうことを申し出て参つたのでございまして、われわれとしては、むしろ本人の意思はできるだけ尊重いたしますが、しかし、それにはおのずから適当な時期に適当な方法でということががやばい問題なのでございまして、船の出港の瞬間になつて自分はいやだというようなことまで一々聞ておりましたので、これは送還ということが全般的に実施し得なくなるといふ角度から、いろいろ検討いたしました結果、先ほど申しましたように、二名につきまして相当な理由があると認められた者の送還を停止いたしました以外、送還を実施いたしましたわけとでございします。

○古屋委員 そうおっしゃいます。一体、本人たちの意思表示を確かめたのは、あなたの方の係員ではなくして、台湾から来たとかなんとかいふわけから、ない名前——本人の手紙を見ますと、こういうことを書いておるので、人が、あなたの方の許しを得て被送還者に会つて、そして台湾に帰るのだという書類を作つてしまつたので、本人たちは意思表示をしていない、こういう手紙が本人から九月二十日ごろに

華僑總會へたくさん飛び込んできてあるわけだ。従つて、華僑總會へ、私も絶対に台湾に帰ることは考えておらないから、何の書類かわからぬから取り消してもらいたいという書類がきておるわけだ。従つて、その当時あなたの方のどういふ方が立ち会つたか知りませんけれども、四名の今申した人は、華僑總會で調べますと、台湾政府の要人か何かの關係の人だということとでリストを作つた、これは本人の意思ではないという手紙がここにたくさんございませう。それは裁判の關係で、ここでは証拠をあげる必要はありませんから、それだけ申し上げますが、そういうふうな事情があるわけだ。従つて、あなたの方がたがたがそういうものを信用して勝手にやられたということと、この問題の原因があるわけだ。だから私もはやかましくあなたの方なり關係方面に十一月二日にちゃんとこの問題を申し上げておるわけなんです。そのときのお約束を政府は破つておるわけだ。これはあとから大臣に責任の追究をいたしますから、事実のことだけをお尋ねいたします。

こゝういふ事實はどうですか。あなたの方で百二十数名を、浜松駅から名古屋行ききの汽車で十時ごろ先発させて、あとの五、六人を、しかも台湾への帰国を希望しておる人たちを入れておらない他のあちらこちらの房におつた六、七人の人たちを、あなたの方と並びに警察が無理やり引き出してあとの汽車で送らうとしたこの現実の事實をどうお考えになるかということが一つと、それが原因で騒動が起きたということが一つ、その点はいかがでしよう。浜松事件の騒動の原因ですね。夜

明けの一時ないし二時ごろの騒動まつていつのときの問題なんです。百二十数名の先発隊が出発してしまつた、このあとの事實についてはどうなんですか。

○内田政府委員 われわれとしましては、これは浜松の施設の關係もございませうが、ともかく台湾へ帰ることになつた者は別にしておつたやうに線で現地に指示しておつたやうに別になつた人々があつたわけでございますが、十月二十七日にそういうふうに別にしたのださうでございますが、そのとき別になつた者は問題ないのでございませうが、約十名がそのとき別になつたやうにございませう。それで、そのとき、われわれの方としましては、早目にぐずぐず言つておる者も別にしたらどうかということも指示したのでございませうが、現地の考慮から、あまり早目にやつて、せつかく円満に台湾に帰らうとしておる者までも動揺させるといふやうなことがあつてはおもしろくないといふたやうな考慮から、それを別に無理に早目にすることとはやらなかつたやうにございませう。それで、船等の關係もございまして、当初から別になつておりました者は浜松を夜半の零時何分かの汽車で立つたのでございませう。あとに残りました者につきまして、それらの説得に努めたわけでありませうが、なかなか説得が効果を現わさない。そして、いよいよ二時ごろでございませうが、あそここの警備の主任は輸送指揮官として出ておりましたので、その次席の者が何かが單身その説得に入つて参りましたところを、その人が袋たたきにあつたといふことから紛争が生じたのでございませう。

す。従ひまして、ただいま古屋委員の御質問のうち、夜中に事が行われたといふのは、ほかの一般の帰つた者が夜中に立つたのでございませうし、それは汽車の都合でそういうふうな夜中に事件になつたわけでございます。それが、なぜそれまでに別に置かなかつたかといふことの理由は、以上申し上げたやうな理由からでございます。

○古屋委員 私の言つたのはあなたの方のお刷りになつたプリントでよくわかるのですが、第二案、第三案、第四案、第五案といふこの關係ですが、五人くたものが三案、四案、五案に分れておつたものを、あとから暴力で引き出してゐるという事實を聞いてゐる。これは刑事訴訟法ではつきり証拠保全したやうになつてゐるから聞いてゐるので、でたらめ言つてゐるのではない。責任を持つて答えていただきたい。二案の中には台湾に帰る諸君と中国に帰る諸君が一緒におつた。三案、四案、五案の中には中国に帰る人しかおらない。そこに乗り込んで暴力で人々を引つぱつたところに本件の問題が起きた。こゝういふことは、今説得したとおつしやるが、説得でなくして、最初から暴力であつて残つた七、八人の人間を引きずり出して汽車に乗せよう、こゝういふことをあなたの方が計画的にやられたことは、警官が百五十名その場に行かれたことで明らかで、あなたの方の寮はおそくても十時ごろかきをかけて締めてしまふ。そして入つてゐるところに百五十名の警官が押しつけて騒動をやつたといふ事實を承わりたい。二時ごろ騒動が起きた、その騒動は各寮から引きずり出さうといふことが原因であつたといふこと、その一

事で私は時間の關係上一応打ち切りませうが、そこだけ御答弁していただきたい。

○内田政府委員 われわれの方の氣持としては、できるだけ説得して円満に処理したいと考へたわけでありませう。最後の説得に、ただいま申し上げましたやうに、当時の残つておりました警備官の一番上席の者が身身中り込んで行つたところを、暴力でやられた。これではどういふ本人たち退去強制になつております者を円満に引っぱり出すことはできないといふことで、その警備官は退去強制する職務を執行しなければならぬわけでございますので、そのためにそこに参りまして、警察官はその警備官の公務の執行の妨害を排除するといふ意味で行動したものと了解しております。

○古屋委員 それならば申し上げますが、数人の人間を水槽にほうり込んでおいたといふ事實はどうですか。これが妨害の排除になりますか。水槽に入れたの中に、病人で死にそうになつており、赤十字に入院してゐる、こゝういふ連中が水槽の中に数人ほうり込まれたといふ事實はどうですか。これが妨害の排除になるかどうか、その事實があるかどうかといふことです。

○内田政府委員 水槽にほうり込まれたといふことは向う側が主張してゐるといふことは聞いておりますが、そういう事實があつたかどうかは存じませう。

○古屋委員 あと継続して質問いたしますが、時間がございませうから、午前中はこれで打ち切りまして、午後には譲ります。

○高橋委員長 午後二時再開すること

にいたしましたして、暫時休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後二時二十六分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

本會議等の關係がありますので、本日はこれにて散會し、次會は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時二十七分散會